

～Airbnb×辰野町 暮らすように旅する～

## 「Airbnb の宿で体験！たつの WORKTRIP 補助金」 交付要領



### 1. 「Airbnb の宿で体験！たつの WORKTRIP 補助金」とは

辰野町外の方に辰野町内の Airbnb の宿に宿泊して、仕事や学業や観光などをしていただき、暮らすように旅する機会を提供します。予算の範囲内で、Airbnb の宿の宿泊代、町内コワーキング利用料、二次交通費を支援します。

### 2. 宿泊

期間中、辰野町内にずっと宿泊していただかなくても、首都圏など本来の居住地を行き来しながらでも構いません。

### 3. 参加条件

地域の人たちとの交流を通じて、暮らすように旅をする体験をしていただき、Airbnb の宿のレビュー投稿、ご自身や会社の SNS やホームページなどで「Airbnb の宿で体験！たつの WORKTRIP」を発信。また、取材を受けていただき、たつの WORKTRIP ホームページやメディア等の広報にご協力いただきます。

### 4. 実施期間

2021 年 10 月 1 日から随時。2022 年 2 月 28 日まで最長 5 か月。

※遅くとも、11 月末までには開始していただきます。

※最短でも 3 か月実施していただくことになります。

### 5. 対象者

町内の Airbnb の宿に宿泊して、仕事、学業及び観光をする町外の法人、個人事業主、及び学生で構成する団体。

## 6. 募集数

4組（1組何名でも構いません。交付申請時に参加者名簿を提出。）

## 7. 参加者に対する支援

「Airbnbの宿で体験！たつのWORKTRIP」に参加していただく方には、以下（1）～（3）の支援を行います。

### （1）資金援助

#### ア 補助額

1組あたりの補助額 30万円

※予算120万円終わり次第終了。

#### イ 補助対象経費

①町内のAirbnbの宿の宿泊代

②町内コワーキング利用料

③二次交通費

- ・宿を起点として利用する自動車・自転車レンタル及び公共交通機関等
- ・実施期間が4か月、レンタル期間が6か月の場合は、4/6を補助
- ・レンタル期間は日単位、月単位等いずれも対象

※町内コワーキング利用料と二次交通費の計が、町内のAirbnbの宿の宿泊代を超えた額については補助対象経費とすることができません。

#### ウ 補助金交付申請

補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式任意）と参加者名簿（様式任意：氏名・住所・連絡先）を添えて、事業の開始日までに辰野町産業振興課に申請してください。

### （2）相談・案内・つながりづくり

- ①仕事、学業及び観光等で各種相談・案内をお受けします。
- ②ヒト・コト・モノのマッチングを行います。

### （3）終了後の支援

- ①辰野町への本格的な移住や拠点設置をご希望の場合お手伝いいたします。
- ②完全移住（移転）でなくても、二地域居住等も歓迎です。

## 8. お問い合わせ・申請

辰野町 産業振興課 企業支援室 〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

TEL：0266-41-1111 MAIL：sangyou@town.tatsuno.lg.jp